

指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

－令和6年12月定例会－

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 154号	厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第 155号	盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	2
議案第 156号	サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	3
議案第 157号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	4

議案第 154号

厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 ア 厨川地区活動センター
 イ 盛岡市立厨川児童センター
 ウ 盛岡市立厨川老人福祉センター
- (2) 位 置 ア 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
 イ 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
 ウ 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (2) 変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立厨川児童センターは、令和 8 年 4 月 1 日に厨川小学校敷地内に機能移転する予定であり、令和 8 年 4 月 1 日以降は厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの指定管理業務と盛岡市立厨川児童センターの指定管理業務を分ける必要が生じ、仕様書の大幅な変更が必要であることから、盛岡市立厨川児童センター移転までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

議案第 155号

盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立城西児童センター
- (2) 位 置 盛岡市中屋敷町1番57号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 変更後 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立城西児童センターは、厨川小学校への複合化工事の完了後に機能移転する厨川児童センターに令和8年度以降、集約化する予定である。これに関わって、令和8年度からの運営に関し、条例改正や仕様書の大幅な変更が必要であることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、集約化に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 156号

サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 サンライフ盛岡
- (2) 位 置 盛岡市仙北二丁目 4 番 12 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 特定非営利活動法人アイディング
- (2) 代表者名 代表理事 藤 枝 薫
- (3) 所在地 盛岡市仙北三丁目 21 番 6 号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和 2 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (2) 変更後 令和 2 年 2 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、多様な講座の企画や新規利用者の積極的な受入れなどにより、安定的な運営を図ったほか、きめ細やかなサービスの提供により、利用者から高い満足度を得ているなど、運営実績が特に良好と認められたため。

議案第 157号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 石川啄木記念館
- (2) 位 置 盛岡市渋民字渋民 9 番地

2 指定管理者

- (1) 団体名称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- (2) 代表者名 理事長 三 浦 宏
- (3) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 9 日まで
(延長分 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 9 日まで)
- (2) 変更後 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 指定期間を変更する理由

石川啄木記念館及び盛岡市玉山歴史民俗資料館について、大規模改修期間中は、従前の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため、令和 6 年 3 月議会で指定期間を延長することとしたが、展示制作業務委託の履行期間の延長に伴い、施設の開館時期を令和 7 年 4 月に変更することとなったため、併せて指定期間も再度延長する必要性が生じたため。